

Title	大坂信用制度の基盤：紙問屋小嶋屋七兵衛の例
Sub Title	An illustration of the Osaka financial system in Tokugawa period
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.4 (1954. 4) ,p.331(1)- 365(35)
JaLC DOI	10.14991/001.19540401-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540401-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

大坂信用制度の基盤

——紙問屋小嶋屋七兵衛の例——

野村兼太郎

江戸時代において大坂の商業取引が多く手形を以つて行なはれ、その信用ある兩替商の手形に至つては現銀同様に自由に流通してゐたことは周知の事實である。かく手形の流通が一般に歓迎された理由の一つには確かにその當時の貨幣制度の缺陷にあつたことは疑ひ得ない。即ち銀の品質の度合、眞實の區別等はその方面の専門家であつた兩替商のみのよくするところであつて、一般商人にはかなり困難な仕事であつた。むしろ信用ある手形の方が安心して受授し得たといふことも否定し得ないことである。殊にしばしば改鑄され、その度毎に品質の異なる銀が流通した元祿以降においてはむしろ手形を以つてする方がはるかに便利であつたらう。

しかしそれだけで手形の流通があれほど盛んになつたものとは考へられない。又幕府が特に手形に關する法規を嚴重にしたことも、手形流通に役立つたといはれる。即ち不渡手形の訴は中抜裁判といひ、一定の訴訟日に拘らず、速

かに吟味を遂げ、嚴重に濟方を申付け、殊に兩替屋にして不渡をしたり、不檢束なることがあつた場合には、忽ち手鎖入半等の嚴科に處したといふ。幕府がかかる態度をとつたことは、大坂のやうな商業を中心とした都市においては當然なことであつたらう。又それが大坂商人をして手形の發行に慎重ならしめた効果もあつたらう。しかし如何に嚴科に處したとしても、それだけで商人の信用を支持し、手形の流通を圓滑にすることは不可能である。むしろ根本において大坂商人が自らその信用を支持するために、多くの努力をなしてゐたことを認むべきであらう。

私は彼らがなした努力のうち所謂分家及び別家の制度を算へたく思ふ。分家といふのは肉身の者が分かれて一家をなすものであり、別家といふのは丁稚・手代・番頭と一定の年季を経た者が一家を創設した者をいふのであるが、名稱は必ずしも同一ではない。連家とか支家とか末家とかいふ名稱をとる家もあつたが、何れにしても本家を中心として、商賣上は勿論、日常生活においても相互に援助し合ひ、本家の永續を計つた制度である。

「家」の繼續は元來は血縁關係に依ることはいふまでもないが、徳川時代においては必ずしも血統に關係しない。例へば武士層において家祿を失ふことが家の斷絶を意味したやうに、家職を失ふことが商人においても「家」の破綻を意味した。勿論血統を維持することに最善の努力を拂ふが、家職の維持のためには敢て血統を犠牲にする場合も少なくない。それには養子制度が利用されたことは武士の場合と同様である。かく「家」が家職の維持に中心を置くに至つたのは、「家名」の尊重に基づくものであり、又それは信用維持のためでもあつた。不渡手形を出すといふことは商人にとつて致命的であり、家名を傷けるものであつた。本家・分家・別家は相互に援助し合つて、かかることのないやうに努力したのである。

さらに最後に同業仲間の協力もあつたことも認めなければならぬ。いふまでもなく、彼らは相互に競争者である。しかし他方において仕入においても、販賣においても、限られた市場にあつて共通の利害を有するものであつた。故に幕府が仲間組合を公認する以前に、即ち享保以前にすでに仲間を形成してゐたのである。しかしその獨占排他性は幕府公認前は勿論、公認後も法的には極めて薄弱であつた。従つてアウトサイダの存在は稀ではなかつた。しかし大坂においては江戸と異なり、金融機關との關係が極めて密接であり、實質的には仲間の一員でなければ、大なる取引に關係することが出来なかつた。ある仲間の一員であることに依つて仕入その他において特別の便宜が與へられることになつた。殊に大坂商人が主として所謂藏物を取扱ふ關係から、この事情は一層強化され、そこに一種の獨占形態が形成されてゐた。従つて大坂商人と金融業者との關係は仲間組合を通じて集團的に保障されてゐたといつてもよいのである。

かく家の制度を中心とし、仲間組合を保障として徳川時代の大阪における信用制度は構成されてゐた。勿論その理想的運営が常に確保されてゐたわけではないが、全體として手形の信用が高かつたことは認められる。今その全體について説明する用意はないが、大坂紙問屋の一つ小嶋屋七兵衛の記録文書を通じて、本家別家の關係、仲間組合の構成等について若干の考察をなし、當時における大坂商人の信用維持に對する努力を明かにする資料を提供したいと思ふ。

二

大坂紙商仲間は「大坂商業習慣録」に従へば、明和三戌年（一七六六）の創立といふことになつてゐるが、仲間の構成はそれよりもずつと以前にすでに存在してゐたとみられる。即ち正徳五年（一七一五）に山代御紙會所宛に提出した紙

商中の舟町組仲間名簿が残つてゐる。従つて少なくとも正徳五年以前に仲間を形成してゐたことは明瞭である。この舟町組と稱する紙商仲間は小嶋屋七兵衛を頭とするものであり、これに屬する者も多くは小嶋屋一家の者の如くである。正徳五年における前述の文書は次ぎの如くである。中間の年数は正徳五年までの年数である。

一 覺

寛永二十癸未年	七拾三年
慶安元戊子年	六拾八年
寛文十一辛亥年	四拾五年
貞享四丁卯年	貳拾九年
承應貳癸巳年	六拾三年
明曆貳丙申年	六拾年
寛文九己酉年	四拾七年

元祿貳巳ノ年舟町組へ加入
是ノ前方ハ尼崎町ニテ御座ル

寶永貳酉ノ年見世出、關前相立

舟町	小嶋屋七兵衛
同町	左兵衛
同町	八兵衛
尼崎町貳丁目	治兵衛
同	市兵衛
江戸堀壹丁目	同
同町	平野屋三右衛門
梶末町	大和屋庄兵衛
小嶋屋七兵衛手代	京橋四丁目
小嶋屋半兵衛	

同四年亥極月々關前相立	堀江御池通五丁目	塀屋治右衛門
同七寅ノ年々見世出關前相立	小嶋屋八兵衛手代	堂島新地北町
同年極月ニ關前取立	小嶋屋喜右衛門	平野町一丁目濱側
同年極月ニ關前相立	上難波町	河内屋三郎兵衛
元祿十四辛巳年關前相立	梶木町	紙屋長兵衛
寶永七寅年極月ニ舟町組へ加入	大和屋庄兵衛手代	天満市ノ丁
是ノ前方ハ東組ニ而御座ル	大和屋茂兵衛	小嶋屋左兵衛手代
正徳元卯年見世出關前相立	四軒町	小嶋屋喜兵衛
正徳辰貳年見世出	小嶋屋治兵衛手代	梶木町八丁目筋
同三年巳極月々關前相立	小嶋屋吉兵衛	順慶町
正徳辰貳年見世出シ	天満屋七左衛門	
同五年未二月々關前相立		
正徳五年未二月關前相立		
右之通相違無御座候以上		
正徳五年未三月		

舟町組代
月行事 小嶋屋左兵衛 ㊦

大坂信用制度の基盤

山代御紙會所

右證文中の「鬮前相立」といふのは後に述べるやうに武家の藏屋敷の直賣となつた紙を購入する権利をもつたことを意味する。故にこの名簿はさうした権利をもたない紙屋は含まれてゐないから、あるひは舟町組の全部ではないかも知れない。しかし後述の如く殆ど大部分の紙が藏物であつたから、その権利をもたないやうな紙屋は紙問屋たり得ないであらう。右のうち小嶋屋の屋號を稱するものは明かに小嶋屋七兵衛の分家又は別家、もしくはそれらの別家であつたらう。

さらに右文書において注意すべきは當時は手代の身分にしてすでに店舗を構えてゐる者が相當多數あつたことである。普通手代の時代を経て番頭となり、番頭中特に優秀な者が別家を創設する筈であつた。恐らく寛文頃から紙の需要が急激に増加して、新店を創設する餘地が多分にあつたがためであらう。正徳五年に十七軒であつたが、少なくともこの組はその後あまり増加してゐない。元文四年(一七三九)の所付覺には十五軒に減少してゐる。勿論他の組の資料をみなければ確言は出来ないが、大體正徳享保頃には飽和點に達してゐたのであらう。しかし小嶋屋一統は繁榮を續けてゐたらしく、正徳五年に九軒の小嶋屋は元文四年には十軒になつてゐる。本家七兵衛はいふまでもなく、左兵衛・八兵衛・治兵衛・市兵衛・半兵衛・喜右衛門・吉兵衛何れも繼承され、僅かに左兵衛家の手代であつた喜兵衛の名が消えてゐる。そして新たに源兵衛・新兵衛の名がみられる。ただ新兵衛のところには、「小嶋屋太兵衛義差構御座候而新兵衛と名相改申候」とある。この源兵衛・新兵衛(太兵衛)は正徳四年以後に一家を立てた者で、源兵衛は「享保元年六月鬮前立」と正徳の文書に張紙がしてあり、又「享保十八年丑年小嶋屋太兵衛御鬮相立」とある。この外享保六年丑極月に權兵衛が別家してゐるが、これは元文四年正月の文書には記載されてゐない。なほ元文四年の

九月には小嶋屋藤兵衛が創設されてゐるから、小嶋屋一家は十一軒を算へることになる。しかしその後幕府後半期になると、新家の創設は次第に困難となり、番頭中の優秀な者でなければ新家を興し得なくなつたのであらう。なほ小嶋屋一統については後に述べる。

紙商仲間には正徳四年以前にすでに舟町組の外に尼崎町組・東組の兩組のあつたことは右文書に依つても明かであるが、小嶋屋文書に依れば九組あり、さらに三組づつ共同してゐたやうである。即ち紙屋太兵衛を筆頭とする東組、逢田屋仁兵衛を筆頭とする西組、今宮屋嘉兵衛を筆頭とする鹽町組、堺屋庄左衛門を筆頭とする尼崎町組、小嶋屋七兵衛の舟町組、大津屋權兵衛の鹽屋組、平野屋新左衛門の平野屋組、播磨屋吉左衛門の播磨屋組、紙屋甚右衛門の紙屋組の九組であり、小嶋屋の舟町組は尼崎町組及び鹽屋組と一團をなしてゐたやうである。今これら仲間組合同士が相互に如何なる援助をなしてゐたかについて述べる前に、一應紙の仕入について述べて置く必要がある。

三

大坂の紙商はかなり早くから諸藩の藏屋敷から藏物として紙類を仕入れてゐる。「大坂商業習慣録」には、「紙商は、安永年間に至り、諸藩の藏邸よりこの商業を盛大に營む者を選まれ、國産の紙類賣捌の委託を受けたり」と記してゐるが、安永といふやうな後期よりも、もつとずつと以前に藏物扱ひは始まつてゐる。小嶋屋文書に残つてゐるものでも、安永より四十年前の享保十七年子二月の文書がある。前述の正徳五年のものにすでに「鬮前」の言葉があるから、藏物扱下又は紙類の藩營政策は元祿頃にすでに始まつてゐたのではなからうか。「大坂商業習慣録」は歴史的には甚だ誤謬が多く信頼が置けない。

小嶋屋文書中で最も古い享保十七年の分は周防紙買請約定の案文である。

「 一札

一毛利但馬守様從御領内出申御紙御直賣被遊、其方御支配被成候ニ付、御紙登候節毎ニ我等共買請申所實正也、代銀は御紙請取候當日々六十日限ニ相渡可申候、萬一連判之内一人ニ而も代銀滯儀有之候者相殘ル者共々急度辨可申候、勿論此證文年々御用可被成候、然上者後年ニ致組入加判無之者代銀滯候共、連判之者共ニ相辨可申候、爲後日依如件

享保十七年子ノ二月

- 小嶋屋 七兵衛
- 同 佐兵衛
- 同 市兵衛
- 同 八兵衛
- 同 治兵衛
- 平野屋 三右衛門
- 小嶋屋 半兵衛
- 同 喜兵衛
- 同 喜右衛門
- 同 源兵衛
- 同 吉兵衛

平野屋五兵衛殿

毛利但馬守は廣豐、周防徳山の城主三萬石の大名である。宛名の平野屋五兵衛は藏元の兩替商である。即ち藩が直營をする場合、國元で買集めた商品を大坂の藏屋敷に送り、藏元がこれを問屋に入札せしめて販賣する。それら藏物買受代價は藏元に手形を以つて支拂はれ、金銀は使用しなかつたのである。従つて代銀の滯るといふのは手形が不渡りになつた場合で、その際には仲間が一切の責任を負ふといふことである。

各藩が自國の産物を直營するやうになつたのは、元來財政困難に起因するものである。商業藩營の目的は金銀の獲得にあつたから、商品到着後六十日間に代價を支拂ふといふのでは如何にもおそきに失する。従つて多くの場合先納銀を命ぜられる。生憎徳山藩に關するその種の文書が残つてゐないが、その親藩である長州藩に關する同年の文書がある。長州も亦享保頃に紙の專賣を實施してゐたと思はれる。

「乍憚書付を以奉申上候

一此度長州御屋舖御紙先納銀之儀、先月三日ニ組中御屋敷江被爲召寄、銀高六貫目差出シ申様ニ被爲仰付候、何とそ相働申度奉存候所、時節柄難相調御座候ニ付、右銀辻之内、貳貫目差上申度、其段以書付ヲ申上候、銀子早々上納仕候様ニ被仰下候ニ付、一昨十五日ニ貳貫目之銀子、御屋敷御會所江相納申候、然ル所一昨夜御屋敷江被爲

大坂信用制度の基盤

- 同 嘉兵衛
- 天満屋 七左衛門
- 仲屋 新助
- 大和屋 茂兵衛

召寄、何分最初被爲仰付候銀辻相納申様ニ委細被爲仰聞、承知仕候、右申上候通此節銀子難調迷惑仕候、然レ共猶又御請仕、此上今一貫目差上申度、書付を以申上候、但シ此銀子年内掛銀等取集中、來正月中ニ御上納仕度奉存候事、

右之通ニ御座候、乍憚御屋敷□^{不効}江宜(敷)被爲仰上被下候へ、泰奉存候、以上

享保十七年十二月十七日

舟町組
月行司 小嶋屋七兵衛

上田三郎左衛門様

これは案文ではあるが、「如此相認、十七日ニ中之嶋上田殿へ遣し申候」とあり、上田は當時著名の豪商であつたらしく、大名貸にしははその名をみるが、長州藩の藏元をしてゐたのであらう。この長州藩の場合は未だ享保頃であつたから、かかる懸引も行なはれたのであらうが、後には殆ど大部分先納銀は當然のことであつたらしい。従つてそこに藏物を買受ける権利、即ち鬮前と貸金、即ち先納銀とが密接に結びつき、一種の株とならざるを得なかつたのである。

即ち先納金は常に仲間の鬮前をもつ者がそれに應じて負擔するのであるから、購入の権利も當然切り離すことが出来ない。そして先納金は組頭が代表してその仲間のものを取集める。前述の九組の仲間が共同で納付する場合には、何れの組かの代表者が總括して納めるらしく、その者から他の組の組頭に對して出した枝手形が残つてゐる。一例を擧げると、

「土苧先納銀枝手形之事

一銀壹貫百目也

右者土苧藏紙先納銀儲ニ請取申候、尤九軒より之出高證文壹枚相成、此度預り置申候、然ル上者御返済之儀、御屋敷より之證文御仕方書之通請取次第相渡可申候、爲後日之枝手形依而如件

明和三丙戌十一月

小嶋屋七兵衛 ㊦

紙屋甚右衛門殿

平野屋新右衛門殿

播磨屋吉左衛門殿

これは土佐藩に對する先納金であるが、時には年賦にしてゐた場合もある。文中九軒といふのは九組の代表者を指すのである。勿論これは一種の借用銀であるから、後に品代銀と相殺されるか、返銀されたものである。

商賣は恒に繁昌したわけではなく、商家の浮沈は免れ得なかつた。従つてその家業を他人に譲渡したり、鬮前の特權を擔保として借金する場合も起つた。従つて鬮前の原名義人のものが轉々することを免れない。

「一札

一御組之内和泉屋卯兵衛所持之藏方鬮前、先年我等方へ譲り受、紙商賣致來り候所、近年病身ニ付、此度長町二丁目大和屋利兵衛殿へ紙商賣鬮前共ニ相譲り申所實正也、然ル上者右鬮前之義ニ付脇々何角と申者無之候、萬一違亂妨申者御座候へ、此判形之者罷出、急度埒明、御組中江少茂御難懸ケ申間舖候、爲御日譲り證文仍如件

譲り主 辰 巳 屋 喜右衛門 ㊦

寶曆四年甲戌十一月

證人同

太兵衛 ㊦

大坂信用制度の基盤

一一 (三四一)

小嶋屋七兵衛殿

舟町組中

即ち和泉屋卯兵衛所持の鬮前が辰巳屋喜右衛門に移り、さらに大和屋利兵衛の手に渡つたのである。その際でも和泉屋が原名義人であつたとすれば、和泉屋の鬮前といふ名義は後まで残つたらしい。換言すれば鬮前は一定數に限られ、それがなければ藏物の仕入れが出来ず、従つて紙問屋たり得ない。かくして元來は何ら株的な意味をもたなかつた仲間組合、即ち新規加入がさまで困難でなかつたものが、獨占的な株的なものにならざるを得なくなつたのである。最も面白く思はれるのは商業藩營が却つて株仲間的なものを作りあげたといふ點である。

この鬮前譲渡は實際には少し複雑である。それは先納金の問題がからまるからである。次ぎの證文は伊丹屋甚左衛門が小嶋屋八兵衛名義の鬮前を助松屋嘉右衛門に譲つた證文である。

「一札

一伊丹屋甚左衛門義近年病身ニ付、紙商賣難相成候故、此度所持之小嶋屋八兵衛名前鬮前并得意方共船町助松屋嘉右衛門殿江相譲リ申所實正也、右之義ニ付脇々何角と申者無之候、萬一妨申者御座候へ、我々罷出、急度埒明、御組中江少シ茂御難義掛、申間敷候、尤甚左衛門義、向後紙商賣相止メ、藏方其外紙問屋江罷出申間敷候、爲後日之一札仍而如件、

寶曆十一年
巳七月廿八日

譲リ主 船町 伊丹屋 甚左衛門 ㊦

請人 船町 仁右衛門 ㊦

小嶋屋七兵衛殿

船町組中

この場合には先納金が伊丹屋へ一應返濟された形になり、伊丹屋の請取證文が残つてゐる。即ち

「覺

一銀五百七拾五匁七分七厘也

右者未之年出シ山代藏先納銀残り、此度助松屋嘉右衛門殿と御振替被下御渡し、慥ニ請取申候、此已後藏方返濟之元利右嘉右衛門殿江御渡し可被下候、爲念一札仍而如件

寶曆十一年
巳七月廿八日

伊丹屋 甚左衛門 ㊦

小嶋屋七兵衛殿

船町組中

さらに興味のあることは、助松屋嘉右衛門が小嶋屋八兵衛と改名する一件である。すでに述べたやうに、小嶋屋八兵衛の家名は古く寛文十一年に創立し、由緒あるものである。この家名が伊丹屋がその鬮前を譲り受けた節はどうなつてゐたのか。この問題は後に述べる町人の家名の問題とも關聯があるが、最初に助松屋の家名相續の届出をあげると、次ぎの如くである。

「一札

一此度御組之内小嶋屋八兵衛名前鬮前、伊丹屋甚左衛門所持被致候所、此度私方江譲り請、組中江加入仕度、名前も小嶋屋八兵衛と相改、紙商賣相續可仕候、尤御組中古來々之格式并時々言合、急度相守、違背仕間敷候、爲後

大坂信用制度の基盤

日之一札仍而如件

寶曆十一年

巳七月廿八日

助松屋 嘉右衛門 ㊦

小嶋屋七兵衛殿

船町組中

これに依つてみれば、小嶋屋八兵衛なる者は團前の名義に存してゐるだけで、實在してゐないことは明かである。然るに藏物取引に際しては恰も實在するが如くに原所有者の名義を使用しなければならなかつた。寶曆十一年以前の藏物の諸契約、延享三年の龜井信濃守、寛延元年の松平土佐守、寛延三年の藝州上田主水、寛永四年の長州藩、寶曆三年の龜井能登守、寶曆十年の長州益田越中、さらにこの名義相續の起つた寶曆十一年二月の土佐紙質請約定案文にも、何れも小嶋屋八兵衛の名が記されてゐる。即ち小嶋屋八兵衛の名義は公文書においては團前の存する限り續いてゐるのである。これに反して實際の所有者であつた伊丹屋甚左衛門の名は全然證文面にはあらはれて來ない。従つてこの種の文書に記されてゐる家のあるものは實在しない場合がある。それらの證文には十七八軒の名稱を連記してゐるが、實際に經營を續けてゐたのは甚だ僅かであつたらしい。即ち同じ紙仲間他の者と取替した寶曆八年寅五月の證文には、小嶋屋七兵衛・同治兵衛・同源兵衛・同新兵衛・同藤兵衛・同喜右衛門・炭屋善兵衛の七名が船町組中として記され、小嶋屋八兵衛外十名ばかりの名前は存してゐない。これも徳川時代の文書に多い名義だけの記述の一つであり、史料を取扱ふ上に注意しなければならぬ點である。

しかし寛政頃になると、少しく加入制度に變化を生じたらしく、團前を譲り受けると、それに依つて組合加入が認められたらしい。

「一札

一此度御組内之小嶋屋源兵衛團前私方江譲り請申候ニ付、御組中江加入仕候、尤從古來格式井ニ時々言合、急度相守り違背仕間舖候、爲後日之一札依而如件、

寛政十戊午年二月

深江屋 吉右衛門 ㊦

小嶋屋七兵衛殿

船町御組中

この場合には小嶋屋源兵衛の名跡を相續したわけではない。寛政以後この種の組合加入の證文が數多く残つてゐる。その際加入者の一家の者が保證人となつてゐる。前掲の場合には、

「一札

一近江町深江屋吉右衛門紙商賣仕候ニ付、此度御組内江加入仕忝奉存候、然ル上者諸藏御紙質請候儀六十日限ニ無相違急度相納可申候、萬一深江屋吉右衛門不納仕候儀茂候ハ、我等請負ニ相立申候上者、銀高何程ニ而茂無相違急度相濟可申候、其節一言之中分無之候、爲後日之請負證文依而如件、

寛政十戊午歲二月

請負人 深江屋 勘兵衛 ㊦

同 吉右衛門 ㊦

組頭 小嶋屋七兵衛殿

船町御組中

勿論かうした保證がどの程度まで嚴守されたか不明であるが、後述するが如く、一家の家名に關するから、この保

大坂信用制度の基盤

證はかなり有効であつたと思はれる。先納銀不納のために所罰された例はある。

「一札

一此度從山代御屋敷先納銀申來り候所、私方不勝手ニ付、右先納銀差出不申候、左候得は鬮前御屋敷へ御取上ケニ相成候趣承知仕候、則當已新紙々鬮前并徳用銀相消候得は、此已後於山代藏一切掛り等無之候間、諸事其元御勝手ニ御取計可被下候、其節一言之申分無御座候、爲後日一札依而如件、

文政四辛巳七月

鍵屋 勘兵衛 ㊦

組頭 小嶋屋七兵衛殿

個々の者の代金不納の場合と異なり、取引上の道義に反するわけではないから、その藏物取引を禁止されたに過ぎない。「徳用銀」については未だ考へ得ない。

以上鬮前について述べて來たが、一つの藏屋敷について何個の鬮があつたのか明かでない。一人の者が數個の鬮を所有してゐた例は多かつたから、一紙商に一つの鬮前といふのではなかつたのであらう。文化十二年十一月に小嶋屋七兵衛所持に屬していた鬮前は次ぎの如くである。

- | | | | |
|--------|-----|-------|-----|
| 一山代御藏 | 十八鬮 | 一岩國御藏 | 八鬮 |
| 一吉賀御藏 | 十一鬮 | 一石州御藏 | 七鬮半 |
| 一土州御藏 | 三鬮半 | 一大州御藏 | 十一鬮 |
| 一卯和嶋御藏 | 三鬮半 | 一廣嶋御藏 | 四鬮 |
| 一須元御藏 | 四鬮半 | 一須方御藏 | 九鬮 |

- | | | | |
|--------|----|--------|----|
| 一柳川御藏 | 三鬮 | 一小形御藏 | 貳鬮 |
| 一鈴野川御藏 | 貳鬮 | 一唐津御藏 | 四鬮 |
| 一新谷御藏 | 五鬮 | 一佐伯御藏 | 五鬮 |
| 一延岡御藏 | 五鬮 | 一吉田御藏 | 五鬮 |
| 一別吉田御藏 | 五鬮 | 一飢肥御藏 | 五鬮 |
| 一薩摩御藏 | 四鬮 | 一佐土原御藏 | 四鬮 |

百三十三鬮

半鬮というような端數の存するところをみると、一鬮について一定數の割合にて商品を購入し得る權利であつたのであらう。何れにしてもこの鬮前がなければ、藏物を購入し得る權利がなく、従つて質入讓渡等の對象となり、商人にとつて相當の資産であつたのであらう。

四

仲間組合は相互に如何なる援助をなしたのか。勿論組合に加入するに際し、その組合の規約を遵守することを約束することは當然であるが、購入代銀の支拂方について特に誓約させてゐることに注意すべきであらう。

「一札

一江戸堀三町目木屋市郎左衛門紙商賣致候ニ付、藏方諸紙各と買合申代銀之義者不申及、縦壹人參り候而紙買申候共、代銀日限之通相濟させ可申候、若右市郎左衛門儀身體如何様ニ相成り候而、藏々紙代銀相滯候共、我等請負

大坂信用制度の基盤

ニ相立申上者、銀高何程ニ而も無違亂急度爲相濟可申候、其節一言之御斷申間敷候、其外何紙ニ不寄買合申紙代銀、右同前ニ請負申所相違無之候、爲後日之請負證文仍而如件、

寶曆十二年
午ノ閏四月十五日

請負人 江戸堀五丁目 木屋 清左衛門 ㊦
本人 江戸堀三丁目 木屋 市郎右衛門 ㊦

小嶋屋七兵衛殿

船町組中

「買申す代銀」一切について保證することは如何に大坂商人が不拂によつて信用を失ふことを恐れたかを知り得るであらう。又これら保證に立つ者が多く、同一家に屬する者であつた場合が多く、そこに後に述ぶるやうに最後に依據するところが「家」であつたことが示唆される。従つてこれらの保證もある種の保證人の如く單なる名義だけのものではなかつたのである。例へばその保證人(請負人)が死亡したやうな場合には、直ちに代人を立ててゐる例もあるが、實際にはその本家なり、別家なりで辨償してゐる。その例については後に「家」の條を述べるところに擧げる。單獨に一つの組だけでなく、組相互の間においても代銀支拂に關して協定をなしてゐる。

一札

一諸御藏々三組江出候諸紙持寄入札致候、此方組人數之内、いか程紙取候而(も)萬一紙代銀藏方江不納仕候へ、相殘ル者共々急度相納、殘ル兩組江少シ茂御難儀掛ケ申間敷候、自然兩組江御難儀相懸リ候品ニ成候へ、組中諸藏圖前并ニ割符紙不殘兩組江御引取可御成候事、

一入札附銀惣算用之節、三組差引殘銀毎歲極月十五日限急度取渡シ可仕候、萬一滯候へ、可爲右同前候、其時一言之申分無之候、爲後日一札仍而如件、

明和七年寅三月

大津屋 權兵衛 ㊦
今宮屋 庄右衛門 ㊦
富田屋 利兵衛 ㊦
鹽屋 安兵衛 ㊦
大坂屋 吉兵衛 ㊦
鹽屋 七兵衛 ㊦
同 治兵衛 ㊦

小嶋屋七兵衛殿
御組中

ここに三組といふのは尼崎町組・船町組・鹽屋組であり、掲げたのは鹽屋組から船町組宛に出したものであるが、各組相互に同一の一札を入れたことはいふまでもない。これに依つてみれば、各圖前に應じて得た商品を三組の間で入札に依つて分配したやうである。

元來紙商の組が幾組あつたか、明かでないが、「大坂商業習慣録」には最初人員三十一名だつたのが、次第に人員が増加したので、「同業中協議の上、仲間を二十組に分ち」とある。しかし何らこれを證すべきものは未だ管見に入らない。ただ先に述べた九組以外にも、紙屋仲間はあつたらしく、次ぎに引用する證文中に江戸組の名稱がみえてゐる。

大坂信用制度の基盤

る。前掲の明和七年の證文において三組宛相互に代銀支拂を保證したのであるが、今度天明三年においては各三組が三組、即ち九組の連帶責任となつてゐる。

「紙代銀請負爲取替證文之事

一當地御藏屋舖江相登リ申候御運贈諸紙代銀定之通六十日切御藏元江相納來リ候處、去ル寅十月江戸組之内富田屋伊左衛門殿、諸藏紙代銀差支ニ付、此度御屋舖々被仰付、播・平・紙組、尼・船・鹽屋組、東・西・鹽町組、但右九組證文一通ニ相成相納置候に付、右御定之通紙代銀六十日切、急度相納可申候、萬一組合之内不納仕候者有之候へ、相殘ル連判之者共より急度相納、御組合連印之衆中江少シ茂御難儀相懸申間敷候、自然右代銀相滯申候へ、我等組合中諸藏圖前并割符紙不殘御引取可被成候、其節連印之者共一言之申分無御座候、尤右證文幾年も御用可被成候、後年ニ至リ加入仕加判無之候共、此連判可爲同前候、後爲取替證文依而如件

天明三年卯三月

(署名連判略)

」

この證文は各三組の者が連判して、他の三組の者宛に相互に取替してゐる。これは一見すると相互の仲間が武家に對して信用の喪失を恐れたかの如くみえるかも知れないが、實際は藏元たる兩替商に對する信用維持のために外ならない。御屋敷なる語が出ては來るが、結局金融業者がその政治的權威を表面利用してゐるに過ぎない。

かく連帶保證してもなほ違犯する者の生ずることは免れ得ない。殊に末期になるにつれて問題は多くなつたようである。平播紙組の一組である平野屋組の組頭平野屋新左衛門が何事か不明であるが、仲間約定に反する行動をなしたらしい。それにつき平播紙組から他の二つの三組に對し一札を入れたものが残つてゐる。

「一札

一諸家様方御運送之御紙買請、右代銀之儀は御藏出當日々六十日限、無相違相納可申條、紙屋惣中之定法ニ御座候、

夫ニ付諸家様方并ニ御藏元へ右代銀請負之證文、夫々組々々差入御座候所、十餘組之儀者一統ニ古來々申堅有之、其内には一紙連判ニ相成候御屋舖様も御座候所、先達而中々當組内ニ少々心得違有之、十餘組申堅之趣、銘々共勝手ニ破談致有之候、然ル處此度御一統様々彼是被仰聞候義有之候に付、則小嶋屋善兵衛殿ヲ以、段々御頼申上候所、程能御聞濟被成下、難有仕合奉存候、然ル上は已來組内ニ故障出來候共、且組内平野屋新左衛門義我儘被申候とも、我々兩人罷出、其元御組々江少も御難儀相懸申間敷候、尤連印證文御互ニ御藏元衆中へ差入御座候儀も、其儘ニ相成候得共、此方組内之儀に付、各々御組々江少しも御難儀相懸申間敷候、爲後日之組内返り一札依而如件

平播紙組

播磨屋 吉左衛門

代判 武 助 ⑩

紙屋 甚 右衛門

代判 新兵衛 ⑩

惣組 下 中 ⑩

戊六月

文政九年

尼船鹽御組

堺屋 庄 左衛門殿

小嶋屋 七 兵衛殿

大津屋 權 兵衛殿

大坂信用制度の基盤

東西鹽御組

紙 屋 太兵衛殿
金 田 屋 仁兵衛殿
若 狹 屋 與右衛門殿

ここに十餘組の儀はと記してゐるところをみると、九組以外に例へば前述の江戸組の如きものも加つてゐるやうに考へられるが、残つてゐる文書には九組以外については江戸組の記載を一つの例外として何の記載も發見し得ない。なほ文中にある小嶋屋善兵衛は當時小嶋屋七兵衛幼年につき後見役をしてゐた別家の者である。平野屋の違犯が何であつたにしても、兎に角仲間の勢力を以つて何らかの妥協に到達したものとはいへよう。あるひは六十日以前に早目に支拂ひをなして何らかの特権を得んとしたのではないかと想定させるやうな文言である。

何れにしても代銀支拂ひを確實ならしめ、金融關係を圓滑ならしむる目的を以つて仲間の協定が出来てゐたことは明かである。しかしさうした相互の請負制も終局においては「家」に歸するものの如くである。ある一家の破綻から生ずる恐慌の波及するところを出来る限り最小限度に止め、かつ家名の持續を可能ならしめんがために、「家」の制度はかなり大なる役割を占めてゐたと思はれる。故に次ぎに町人の「家」の性質について述べたいと思ふ。

五

別家の創設に對して本家が援助を與へたことはいふまでもないことである。丁稚から手代、番頭となり、本家に忠誠を盡した者に對しての賞與として當然であるばかりでなく、當時の社會において商業を志す青年の最終の目的でも

あつた。自ら本家となることは最も望ましいことであつたに違ひないが、大坂の如く商業が發展し、「家」の制度が確立して來ると、餘程の幸運者でなければ不可能であつたからである。舊家の下に商法を習つた者でなければ、財界の信用を得ることは著しく困難になつてゐた。別家を創設した場合には多く本家から資本が與へられる。

「 一札

一銀三貫目也

右之銀此度別宅被仰付、爲元手と被下、忝慥ニ受納仕候、然ル上者隨分渡世出精可仕候、尤 御本家御得意方江ハ少し茂商内致間敷候、勿論御用之節者何時ニテ茂御手支無之様可仕候、爲其一札仍而如件、

同 茂 兵 衛 ㊦

明和五年子三月

親平野屋 與 兵 衛 ㊦

小嶋屋七兵衛様

別家に際して與へる元手銀はずつと後まで、三貫目であるのが小嶋屋の仕來りのやうである。前出の善兵衛が別家した際も同額を給與されたやうである。次ぎの一札は右善兵衛が名跡を息子に譲る時に、本家に提出した誓約書である。

「 一札

私義幼年ノ

御奉公仕、中年ニ而御暇被下、

大坂信用制度の基盤

御主人御幼少ニ付再勤可仕旨被仰付難在、則當年迄相勤候所、此度格別之思召ヲ以、別家被仰付、爲元手銀三貫目被下置、難有幾久敷拜納仕候、然ル所私義及老年、渡世難相成、粹善作へ名跡相讓、私義は堺屋善吾と相改、隠居仕候、善兵衛義隨分渡世出精爲致可申候、猶又御本家御得意方は決而商内爲致間敷候、

一 御公儀様御法度之儀へ不及申、丁内御掟之趣堅爲相守可申候、

一 御本家より被仰出候義、遂一相背申間敷候、其外不寄何事、萬事不埒成義致間敷候、尤御意ニ相背候義有之候得は、何時ニ而茂家號御取上ケ可被下候、其節一言之申分無御座候、永々子孫ニ至迄、御高恩忘却仕間敷候、爲後日別家一札依而如件、

天保二年 辛卯十一月

善 吾 ⑩
善 兵 衛 ⑩

御 本 家 様

この堺屋と小嶋屋とはこの後も密接な関係をもつやうになるが、ここには特に述べる必要がないから省略する。要するに別家を創設すると、資本を興へられるが、別家は本家のために存在するのであるから、本家にとつて都合のわるいことは一切禁ぜられる。上記の文書にあるやうに本家と得意先を争ふことは勿論許されない。故に別家は常に新しい販路を開拓する必要がある。このことは初期にあつては商人一家の擴大發展をますます可能ならしむるものであつた。しかし後期になると市場が狭くなり、常にそれに應じて擴張し得るわけではない。小嶋屋の場合には何れも大體紙商を営んでゐたやうであるが、他の場合には同商賣を禁ずるものさへあつた。何れにしても濫りに別家を創設することは困難になり、別家の名跡といふものが、一種の株になる傾向があつた。

別家の名跡は勿論本家が所有してゐたわけではあるが、その別家の繼續する限りは假令その別家が衰微しても、大なる過誤のない限り、濫りに採り上げるといふことはなかつたやうである。しかし別家の相續に關しては、一一本家の承諾を必要としたやうである。但し實子相續の場合についての願書は前掲善兵衛の例以外に發見されないから、あるひはこの場合は單に自然に繼承されたのかも知れない。次ぎの例は養子相續の願書である。

一 札

一私義御本家様御蔭ヲ以、家業相續仕候所、及老年ニ候ニ付、兼而御頼申上置候は、私粹左兵衛、元來私方手代ニ御座候所、思敷相續人も無之候ニ付、則右左兵衛養子ニ仕置候、乍併私死後名跡相續仕候共、萬一不相續ニ相見得候ハ、御本家様任御心ニ御取計被成可被下候、尤左兵衛儀其節ニ至、勝手之義申立候共、御取上被下間敷候、何分名跡相續仕候様宜御取計被成可被下候、右御頼申上度仍而如件

亥十二月

小嶋屋 藤兵衛 ⑩

御 本 家 様

御 別 家 中 様

別家名跡の外に分家名跡も出来る筈であるが、小嶋屋の場合には分家といはずに末家と呼んだ。かつ一般には末家も自らは別家と稱してゐる。しかしその家の地位は他の純然たる別家よりも上位にあつたやうである。その點において依然として血縁關係に重點を置いてゐるやうにみえるが、事實は實際の血縁といふよりも、「家名」の傳統に重點が置かれてゐるのである。次ぎに掲げる例は末家の一人、小嶋屋源兵衛は家運が思はしくなかつたか、借家住ひに轉落してゐた。そこでその名跡を別家の一人小嶋屋與兵衛に相續させることになつた時の證文である。別家よりも末家

の方が地位のよかつたことを示すと共に、末家と雖も何ら直接の血縁を意味しないことを證するものである。

「 一札

一私儀其元様ニ先年御奉公相勤別宅仕居申所、此度御末家梶木町助松屋喜介殿かしや小嶋屋源兵衛名跡相續人ニ被仰付、忝奉存候、然ル上者相續之義諸事御差圖之通無違背相守、叮嚀ニ相勤可申候、其外何事ニ不依、御本家ニ被仰候趣、相背申間敷候、萬一此已後私不行跡之義御座候敷、御心ニ不任義御座候ハ、何時成共右名前御取上被成、尤別紙目録書之諸色不殘無相違指戻シ、其上餘人ニ相續可被仰付候、其時一言之申分無御座候、爲後日一札仍而如件、

寶曆五年 亥ノ九月

小嶋屋與兵衛名ヲ改 小嶋屋源兵衛 ㊦

右前書之趣委細承知仕候、右與兵衛名ヲ改、源兵衛義私弟ニ御座候ニ付、我等諸人ニ相立申所實正也、萬一源兵衛義不行跡之義御座候ハ、此度御渡シ被下候別紙目録書之通、諸色一色も不殘指戻サセ、名前之義者餘人ニ相續可被仰付候、其上源兵衛私方へ引取可申候、其節一言之御斷申間敷候、爲其請負一札仍而如件、

攝州川邊郡野間村 兄 吉郎 右衛門 ㊦

本家 小嶋屋七兵衛殿

この相續に依つて末家の遺産をも繼承したものと考へられるが、不幸にして別紙目録が残つてゐないので、明かになし得ないが、すでに借家住ひに没落してゐたのであるから、たいしたものではなかつたらう。この場合には家産より

もむしろその由緒ある家名の相續に意義があつたわけである。

右に掲げた諸證文に依つても明かであるやうに、別家に對する本家の権利は絶對的なものであつた。しかし實際において本家が別家を壓迫するやうなことは極めて稀であり、恰も親が子に對するが如く常に保護し援助するのが一般であつたやうである。別家の絶對的忠順に對して本家はあらゆることについて面倒をみるのがその役目であつたといつてよい。その例證は頗る多いが、一二を挙げると、第一に別家の隠居がその身の落ちつき方及びその跡々のことを依頼した例を挙げる。

「 一札

一私儀御本家様永々御世話被下候段忝仕合ニ奉存候、此度與兵衛方も類焼ニ付、普請等出來仕候者、是迄之通與兵衛方ニ隠居仕候共、亦者外方ニ而家ヲ借請隠居仕、氣儘ニ相暮シ候共、隨分世話も致被吳候様申候得共、私義勝手ニ付、在親類共方へ養生旁參リ居申度候、則吉治郎方者是迄私モ世話モ段々致置(候)事ニ御座候得者、私世話之儀ニ付毛頭吉治郎方申分無之候、私死去仕候者、別紙書付之通、爲筐御渡可被下候、右之外親類等無之候、私身分ニ付彼是申者御座候者、吉治郎方江引請、御本家様初、與兵衛方江少シ茂御難儀相掛申間敷候、私望ニ付右之通仕候、尤在ニ而死去仕候者吉治郎方ニ而御取置可被下候、右ニ付少シ茂申分無之候、爲後日之一札仍而如件

寛政四壬子載 小嶋屋與右衛門 ㊦ 親類 吉治郎 ㊦

御本家 小嶋屋七兵衛殿 與兵衛殿

大坂信用制度の基盤

別紙書付は次ぎの通りである。

「 一札

一私之銀子四貫目有之、先達而、御本家へ御預ケ申上置候、長々右歩銀等被下、預り世話忝奉存候、尤右銀子は私死去仕候へ、右之内

一銀貳貫目 吉治郎へ

一同貳貫目 忠藏へ

右之通爲僅て御渡シ可被下候、私存生之内者歩銀入用之儀御座候ニ付、私へ御渡シ可被下候、永々御世話被下候銀子ニ御座候ニ付、御本家御勝手御渡可被下候、且又堂嶋ニ居申候私姪まさ、天王寺屋彦兵衛妻ニ御座候へ共、右まさへ者先達而右親利七へ預ケ銀三百目證文有之、私存生中爲僅遣シ置、申分無之候、尤此外御本家并ニ御別家中預ケ銀等一切無之候、右之外私親類無御座候、以上

寛政四年三月

小嶋屋與右衛門 ㊦

御本家

小嶋屋七兵衛様

當主小嶋屋與兵衛と隠居とは全然血縁關係がないことは明かである。又文面から想像すれば養父子の關係もなかつたらしい。何らかの理由から小嶋屋與兵衛の家名を他人に譲つて隠居したのが與右衛門である。この間にも恐らく本家の介入があつたことであらう。隠居後與右衛門は彼の私財を本家に預け、その利息を小遣としてゐたのであらう。勿論先代であるから現與兵衛が生活を保證してゐたのであらう。しかし元來が他人であつたから親戚のところに住居する方が氣樂であつたのであらう。その後にも彼の遺産に關する文書もあるが省略する。なほこの與兵衛家について

は後に出て来る。

第二の例として別家の主人が死亡し、跡取りが幼年であつた場合の例を掲げる。

「 一札

一小嶋屋治兵衛儀去ル辰十二月病死仕、身上向相立不申候ニ付、悴秀藏十二歳ニ相成致方無之、則親類八幡屋新兵衛方江引取申候、然ル處其元様家筋御一家、其上紙商賣爲見習申度存候ニ付、右秀藏儀巳ノ四月々其元様江御頼申上候所、御承知被下忝奉存候、然ル上者奉公人同前ニ御遣可被下候、尤是迄八幡屋新兵衛方人別ニ加有之候得共、成人仕此度治兵衛と改名仕、末々迄茂御世話御頼申上候ニ付、當九月々其元様人別ニ加可被下候、然ル上者右治兵衛儀ニ付脇々違亂妨申者無之候、萬一彼是差構申者御座候へ、私共何方迄茂罷出、急度埒明其元様ニ少も御難儀相掛申間鋪候、爲後日之一札仍而如件

治兵衛一家

小嶋屋 善 七 ㊦

八幡屋 新兵衛 ㊦

香具屋 勘兵衛 ㊦

安永七戊戌年九月

小嶋屋七兵衛殿

小嶋屋治兵衛の家は本稿の最初にもみえてゐるやうに最も古い家柄である。この頃になつても未だ治兵衛名義の家屋敷が大葉町にあつたことが他の文書にみえてゐる。本家においてどのくらゐ世話をしたか、この文書だけでは明瞭でない。その後安永十年にこの治兵衛が主人の金七兩を引負ひし、その時は許され、一應別家を立てたが度々不始末のことがあり、家出をしてしまった。そこで寛政六年に弟の吉平を本家に奉公させ、名跡を相續させてゐる。これ

大坂信用制度の基盤

二九 (三五九)

らに關する文書も残っているが、あまりに煩雜であるから、一切省略に附する。

以上の如き市井の瑣事を記したのは、それらに依つて讀者に本家と別家との關係が如何なるものであつたかを少しでもよく理解して欲しかつたからである。本家を中心として別家中は堅く結びついてゐるが、それは血縁關係ではなく、全く商賣上の關係である。従つて各別家は又血縁關係に依つて保證し合つてゐる。假りに別家が商業上失敗すれば、その第一の保證に立つ者はその別家の親類である。しかしもし親類が償ひ得なかつた場合、又は償ふことを欲しなかつた場合に、本家は別家を如何に處置するか。本家の商賣上における保護ほどの程度まで實行されたのか。勿論全く見込のない時には見棄てたのであらうが、事一家の信用に關する場合には決して放棄しなかつた。節を改めて例證しよう。

六

大坂商人の努力にも拘らず、商賣の浮き沈みは免れない。別家が拂ふべきものを拂ひ得なくなつた時、最初の辨濟義務を負ふ者は親類縁者として保證に立つた者である。小嶋屋治兵衛の家についてはすでに述べたが、寛政六年に弟吉平が相續する以前、兄秀藏の治兵衛時代に廣島御藏紙代銀を納められなくなつた。それが寛政四年七月のことで、それから間もなく、この治兵衛は家出してしまつたのである。その時弟の吉平(當時八幡屋新兵衛の厄介になつてゐたので八幡屋を名乗る)が本家に入れた證文の寫しがある。

「一札

一小嶋屋治兵衛儀、廣嶋御藏紙當七月五日出シ、紙數三拾三丸、代銀貳貫八百八十八匁壹厘藏掛不納仕ニ付、私方

者治兵衛親類ニ御座候ニ付、先達而右治兵衛請合之一札も差上置申候儀ニ付、右紙御銀之内半通り相談之上壹貫五百匁差出シ申候、尤其元々右證文請取置候得共、右之紙圖前賣過ヲ以、御算用可被下候、其節損銀相立候共承知仕候、私方江右壹貫五百匁之預リ證文請取置候ニ付、爲後日一札仍而如件

寛政四壬子載十月

八幡屋 吉平

小嶋屋七兵衛殿

但シ私方江取置候證文ニ利足書御座候得共、治兵衛右一件ニ差出シ候儀ニ付、歩銀無之御對談申上候、相違無之候、以上

同文のもの二通まで残つてゐるが、印形がなく、本證文ではないから、果たしてこの通りであつたかどうか解らない。殊に請人の吉平は未だ弱年であつたらうし、又この文面もあまり明瞭でない。半分だけは圖前を賣却して償ふが、残り半分の處置は不明である。要するにこの文書は但書にあるやうに預り手形に對する説明として認められたもので、その預り手形が普通の預り手形でないといふ證明に過ぎない。本證書のないのはあるひは右預り手形を戻して來たためかも知れない。結局残り半分の處置は不明であるが、恐らく本家が負擔したのではなからうか。

次に今一つ小嶋屋與兵衛家の例をとらう。この家は小治ほど古い家柄ではないが、すでに述べたやうに、寶曆五年(一七五五)に末家の源兵衛家を相續してゐる。その後與兵衛名跡を繼承したのが前掲の與右衛門であつたのである。但し寛政四年(一七九二)に田舎に隱居してゐるが、引退の年も名跡をついだ年もはつきりしないから、その間に今一代ぐらゐあつたかも知れない。何れにしても小嶋屋與兵衛の家は同年に火災に遭つて、家運はあまり思はしくなかつたのであらう。四年後の寛政八年に不拂をやつてゐる。ところがこの時の文書に與兵衛の養父として小嶋屋久助

なる者が出て来る。寛政四年の與兵衛と八年の與兵衛と同一人かどうかも判明しない。しかしそれは紙商小嶋屋與兵衛に關しては問題ではない。寛政八年の不拂の際の計算書は次ぎの如くである。

「一札

一銀拾貳貫七百四拾貳匁七分五厘

小嶋屋與兵衛
藏方不納銀

内九百九拾六匁壹分四厘

卯年吉賀藏
年賦銀戻り

又壹貫目

久助預り銀

又貳貫目

小嶋屋與右衛門・助松屋
新四郎預ケ銀戻り

又四百八拾八匁

小與兵衛店
口代呂物代

又壹貫八百五拾四匁五分

口掛方入ル

又九百貳拾目

吉賀先納
辰年分

メテ五貫四百八拾四匁壹分

右之銀子私養子小嶋屋與兵衛不心得ニ付、藏方御紙代不納仕、難澁仕候處、御本家御取替被下、差引殘不足仕候處相違無之候ニ付一札如件

寛政八年酉辰六月

小嶋屋 久 助

御本家様

これも本紙ではないが、大體本家が救済したものとみてよからう。差引計算は一厘だけ不足してゐるが、本家が藏元に支拂ひ、表向不渡とはならなかつたのであらう。

以上は何れも別家の場合であるが、本家の危急に際して別家が全力を盡すことはいふまでもない。小嶋屋の場合には本家が不拂といふやうな最悪の状態に陥ることはなかつたが、文化頃からやや家運が一時傾いて來たのか、圖前を擔保として借金をしてゐる。その際にその連帶責任を負つてゐる者は別家の人人である。その圖前引當證文と請負證文との案文が残つてゐるが、諸所訂正があつて明瞭でないが、圖前引當證文は次ぎの如くである。

「 圖前引當證文之事

合銀拾三貫目也

右之銀子慥ニ預リ申所實正也、然ル上は何時成共、其許殿御入用之節、可致返済候、右爲引當則我等所持仕候諸國御大名様方御産物之御藏紙於當地御賣拂之節、我等年來御割符頂戴仕來候御圖前與書之通差入置申候、右引當利銀壹ケ月ニ(五拾貳匁宛)毎月無相違相渡し可申候、萬一銀子返済相滯候儀有之候ハ、右御圖前無異儀其許殿へ名前切替、譲り渡し可申候、其節は御支配可被成候、爲後日引當證文仍而如件、

文化十二年十一月

小嶋屋 七兵衛

別家 小嶋屋 松兵衛

同 小嶋屋 善兵衛

大津屋鐵之助殿

前書之通致承知候、爲其組合印形仍而如件

尼ヶ崎町組代

塚屋 孫左衛門

鹽屋組

大津屋 權兵衛

大坂信用制度の基盤

三三 (三六三)

この後に續いて各藏の鬮前の數を列舉し、さらに記名調印してゐる。この案文が三通残存してゐるが、利足と署名とに差違がある。一通は利足の記載がなく、他の一通は「壹ヶ月之利足銀百四匁宛節季毎ニ相渡シ可申候」とある。又署名の方は「小嶋屋市藏代判小嶋屋松兵衛・親類小嶋屋佐兵衛」とあり、他の一つは「小嶋屋市藏代判別家小嶋屋松兵衛・同小嶋屋善兵衛」とし親類佐兵衛が消してある。何れも七兵衛の名はない。恐らく市藏が七兵衛の名を繼承する以前であつたのではなからうか。さらに同じく案文ではあるが、請負證文の方は次ぎの如くである。

「請負一札之事」

一此度小嶋屋七兵衛方ニ所持致來り候諸國御大名様諸藏紙鬮前引當ニ差引、各奥印を以、大津屋鐵之助殿ノ銀拾三^(五)目、但シ利足八朱之定ニ而借用仕、慥ニ受取申處相違無御座候、然ル上は右七兵衛此後ハ藏紙買取相休ミ可申之處、商賣向是迄之通買取爲致被下候段忝仕合承知仕候ニ付、我等請負ニ相立申候處實正也、自今以後紙買取代銀先規ノ極之通日限無遲滯爲掛可申候、萬一相滯儀茂候ハ、代銀何程ニ而茂我等方ノ相立相辨、其元方江少シ茂御難儀懸申間鋪候、其餘は本證文之通御取計可被成候、爲後日請負一札依而如件、

文化十貳乙亥年十一月

小嶋屋 佐兵衛 ㊦

小嶋屋七兵衛組下總代

小嶋屋 松兵衛 ㊦

堺屋孫右衛門殿

大津屋權兵衛殿

恐らく先代七兵衛歿後、内所の金繰りが困難となり、借金せざるを得なくなつたのであらう。そこで別家が相集まつて相續人市藏をもち立てるために苦慮したのではなからうか。翌文化十三年子二月にも鬮前を擔保にして銀十三貫

目を近江屋長兵衛なる者から借りてゐる。この時の利銀は月六拾五匁宛となつてゐる。借用本人は小嶋屋市藏代判松兵衛、利銀請負人小嶋屋佐兵衛となつてゐる。市藏の名はその二年後文政元年寅年までみえてゐるが、その頃立直り七兵衛の名を相續したものと思はれる。

前掲請負證文に利息八朱とあり、これを五朱に直してゐるが、一朱は銀目にして三匁七分五厘であるから、八朱で三十匁、五朱だと十八匁七分五厘に過ぎない。本證の五十二匁又は百四匁に比してあまりに甚だしい隔りがある。利息百四匁で大體年一割の利息となる。恐らく大津屋鐵之助との約定はこれで成立したのではなからうか。そこで利銀の安い近江屋長兵衛に翌年振り替へたのではなからうか。月六十五匁だと十二箇月一年として、年六分となる。

本家の窮狀に際して別家が獻身的な努力をなし再興させたことは、この小嶋屋の例でも明かである。従つて個々の商家において盛衰があつても、金融資本家たる藏元に迷惑をかけることは甚だ稀であるといふことが出来る。親類縁者にして不可能な場合には、本家又は別家が、さらに仲間組合の者が連帯する。二重三重にも保障されてゐたのである。かくして江戸時代における大坂商業界の信用制度は確實な基礎の上に立ち、比較的圓滑に手形の運用をみる事が出来たのであらう。(昭和二十九年二月二十三日稿)